

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

松川町農業振興地域整備促進協議会

2 開催日時

平成30年5月21日（月） 午前9時00分から 午前10時00分まで

3 開催場所

松川町役場 大会議室

4 出席者氏名

松川町農業振興地域整備促進協議会構成員

松川町長

松川副町長

松川町議会議員8名

松川町農業委員会会長 他農業委員会委員15名

松川町商工会長

区会代表3名

J Aみなみ信州2名

南信州農業改良普及センター普及員

事務局

米山清博産業観光課長、矢沢隆農業振興係長、佐藤光吉農地利用推進員、
宮島公香農林係長、塚本潤主事、富田知美主事

5 議題（公開又は非公開の別）

（1）松川町農業振興地域整備計画の一部変更について

（2）農地流動化の取り組み等について

（3）その他

6 非公開の理由（会議を非公開とした場合）

—

7 傍聴人の数

0人

8 会議資料の名称

- ・松川町農業振興地域整備促進協議会次第
- ・松川町農業振興地域整備促進協議会委員名簿
- ・松川町農業振興地域整備計画の一部変更一覧表（資料1）
- ・松川町農地賃貸借・売買事業の実施状況（資料2）

9 審議の概要

(1) 開会（事務局）

(2) 挨拶（会長、町長）

(3) 協議事項

①松川町農業振興地域整備計画の一部変更について

議案第1号（農振編入）

○事務局説明

1番 元大島 1筆 2,690 m²のうち 1,120 m²

○岡田委員説明

現在畑として木は伐採してありますが、新規事業に取り組みたいため今回の申請に至ります。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上になります。

議案第2号（軽微変更）

○事務局説明

1番 生田 1筆 600 m²のうち 200 m² 水稻の乾燥施設・糶摺り施設

○松脇委員説明

申請者は認定農業者の夫と周辺の水田を広く耕作しており、規模拡大のため水稻の乾燥施設・糶摺り場を設置したいとのことです。住宅地からも離れているため、騒音等の影響はないかと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上になります。

議案第 3 号 (計画変更)

○事務局説明

1 番 大島 1 筆 2,552 m²のうち 445 m² 農作業所・事務所兼休憩所

○岡田委員説明

昨年農振除外の申請があり、事務所兼休憩所 1 棟で許可が下りた農地について転用申請をする際に農作業所 1 棟を加えて建設したいということで、今回の計画変更申請となりました。周辺は自身の土地であり、騒音の影響はないと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第 3 号は以上になります。

議案第 4 号 (農振除外)

○事務局説明

1 番 元大島 1 筆 226 m² 駐車場

○矢沢委員説明

駐車場拡張の計画をしたところ計画地の一部が農振地であることが分かったため今回の申請になりました。特に問題ないかと思われま

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。2 番をお願いいたします。

○事務局説明

2 番 元大島 1 筆 234 m² 石材置場

○矢沢委員説明

当該農地は、昨年同じ目的で農振除外の申請をしましたが、許可が下りていない段階で土地造成をし、石材置場として使用していたため不許可となりました。申請者はどうしても石材置場として使いたいということで、農地へ戻し、畑として使用したうえで再度農振除外の手続きを取ることとなりました。

現在は農地へ戻り、畑として使用していることが確認できたため今回の申請となりました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。3番をお願いいたします。

○事務局説明

3番 元大島 1筆 433 m² 住宅

○大場委員説明

申請者はご両親と少し離れて暮らしておりますが、ご両親が高齢なため近くへ引っ越しをしたいということです。申請地は父親の所有のもので他にあてがないとのことでしたのでやむを得ないと判断しました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。4番をお願いいたします。

○事務局説明

4番 大島 8,635 m²のうち901.4 m² 醸造所・直売所・駐車場

○北沢委員説明

申請者は土地所有者の妻であり、松川町りんごワイン振興会の主要メンバーとして精力的に活動しております。2年ほど前に農振除外の手続きをせずに駐車場を作ってしまったため、今回醸造所・直売所と一緒に駐車場の申請もするとのことでした。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。

○佐藤議員（質問）

この農地は埋蔵文化財包蔵地だそうです、その点についてはどのような対応になるのでしょうか。

○事務局回答

生涯学習課へ相談済みで、農地転用の際に調査を実施することとしておりま

す。

○熊谷議員（意見）

1種農地ということ、農振農用地であることとして新たな農業の展開という形で松川町の発展につながると思うため賛成であります。

○会長

良い意見を頂きました。ありがとうございます。

○会長

他に意見はよろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。5番をお願いいたします。

○事務局説明

5番 大島 1筆 1,844㎡の内 272㎡ 住宅

○松下（敏）委員

申請者と土地所有者は親子関係であり、申請者は現在町外在住ですが、両親の自宅の続きへ住居を建築したいということです。特に問題はないかと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ございましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。6番をお願いいたします。

○事務局説明

6番ですが、議案第2号（軽微変更）で取り扱った申請となります。

○会長

よろしいでしょうか。続いて7番をお願いいたします。

○事務局説明

8番と関連がありますので7番、8番一緒に説明させていただきます。

7番 大島 403㎡ 農工具置場・進入路

8番 大島 345㎡、394㎡ 農工具置場・物干し場

昨年申請のあったものについて許可が下り、農地転用の手続きをする際、周辺農地が倉庫・進入路として使用されており、かつ農振農用地である事が発覚したため農地転用申請の停滞となりました。その後、周辺農地について農振除外の手続きをすることとして農地転用申請の協議を進めていただけ

となりました。申請者からは経過報告をしていただいております。

○岡田委員

事務局からの説明のとおりでありまして、今回の指摘により、申請することとなりました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

○会長（質問）

今回農地転用の際発覚したというのは県から指摘があったということでしょうか。

○事務局（説明）

そうです。農地転用申請を県の方へ協議したところ指摘を受けました。

○会長

他に意見はよろしいでしょうか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第4号は以上になります。

②農地流動化の取り組み等について

- ・事務局より資料に基づき実施状況を説明

③その他

下記事項について事務局より説明

- ・農業振興地域整備計画の総合見直しによる登記地目の変更について

(4) 閉会（事務局）